

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

<b>事業名</b>	婦人相談所運営費負担金		<b>担当部局庁</b>	雇用・均等児童家庭局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	平成14年度		<b>担当課室</b>	家庭福祉課		小野 太一		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	VI-4-1 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制を充実を図ること				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	売春防止法第40条第1項、 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項		<b>関係する計画、通知等</b>	・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号)				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づき要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生とを図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	都道府県域内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等を他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。 ・実施主体：都道府県 ・補助率：5/10							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算 の 状 況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算						
		繰越し等						
		計	19	19	19	17	18	
	執行額	17	16	16				
	執行率(%)	89.5%	84.2%	84.2%				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (一年度)
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、成果目標になじまない			—	—	—	—	
			達成度	%	—	—	—	
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	保護人員			人	1,738 (1,802)	1,661 (1,893)	1,779 (2,028)	— (1,855)
<b>単位当たりコスト</b>	8,991 (円 / 人)		算出根拠	H24執行額15,995,334円/保護人員1,779人				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	旅費	7	8	保護人員の増				
	消耗品費	4	4					
	通訳雇上費	2	2					
	通信運搬費	1	1					
	その他	3	3					
	計	17	18					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担する必要がある。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担すると規定されており、国が実施すべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	売春防止法や配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、DV被害者等を一時保護するための活動経費であり、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担することから、優先度が高い事業である。		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	売春防止法に基づき、都道府県が支弁した費用のうち「5/10」を負担するものであり、適正なものである。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	婦人保護に要する必要な経費を負担するものであり、国として妥当な水準を設定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	交付要綱において、婦人相談所の活動経費を限定している。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	要保護女子の県外への移送件数等が減少したことから執行率が84.2%となったものである。		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	ほぼ見込みどおりとなっている。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
	-	-	-			
	-	-	-			
点検結果	<p>負担金の交付先である都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行いながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。</p> <p>また、活動実績においても、毎年1,700人前後の要保護者を保護しており、今後も売春防止法、DV法、人身取引対策行動計画に基づき、国籍を問わず、様々な生活上の困難を抱える女性を幅広く対象として必要な相談、援助、一時保護等を実施する婦人相談所の体制整備を行うために本事業は必要である。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
り現 状 通	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き必要な予算措置に努めること。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
り現 状 通	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年	0397	平成23年	0356	平成24年	0304	

厚生労働省

16百万円

〔 交付申請書の内容審査、交付決定、負担金の確定等 〕



【負担】

A. 都 道 府 県(47か所)

16百万円

〔 婦人相談所の運営事業の実施 〕

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

**費目・使途**  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.大阪府			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
通信運搬費	通信運搬費	0.6			
旅費	旅費	0.5			
通訳雇上費	通訳の委託費	0.1			
計		1.2	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援等	1.2		
2	東京都	〃	1.1		
3	千葉県	〃	1.1		
4	愛知県	〃	0.9		
5	京都府	〃	0.5		
6	兵庫県	〃	0.5		
7	埼玉県	〃	0.4		
8	青森県	〃	0.4		
9	岐阜県	〃	0.3		
10	栃木県	〃	0.3		